

Newsletter

March 2015

中東・アフリカニュースレター vol. 17

トルコ通信 ①

(仲裁・医薬品&ヘルスケア・知的財産)

本ニュースレターでは、トルコにおける主要な法令及び動向を紹介する。詳細は、弊所イスタンブール事務所が作成した添付レポートをご参照いただきたい。

1. イスタンブール仲裁センター設立

2014年11月29日、トルコ政府は、イスタンブール仲裁センターの設立を許可する法案(No. 6570)を発表した。当機関は、国内外の紛争に対する仲裁の監督機関として機能し、本法は2015年1月1日に施行された。

イスタンブールに仲裁センターが設立されることで、イスタンブールの専門機関にて紛争を仲裁する機会が与えられることになり、国内外の会社にとって紛争解決手段の選択肢が増えることになる。特に、トルコの会社との間で、またはトルコにおいて、プロジェクト等を行っている会社にとっては、仲裁廷が近距離にあることで仲裁手続にかかる費用を大幅に抑えることができ、その活用価値は非常に高いといえる。

本法は、特に「外国要素」が伴う紛争に関して、トルコでの仲裁による紛争解決を促しており、複雑な案件に対してより効率的な紛争解決手段を提供することで外資を誘致する目的がある。仲裁規則の整備、採択は今後センターが取り決めていくことになるが、一旦制定されれば、契約当事者は紛争をイスタンブール仲裁センターに付することができるようになる。

紛争解決手段や仲裁センターの選択は、戦略上重要な事項として、契約書の作成時にも注意を払う必要がある。

[全文レポート \(英語\)](#)

2. 管轄、仲裁の「ハイブリッド」条項について明瞭化に至らず

トルコ国際仲裁法では、当事者が仲裁による紛争解決に合意する場合、その合意は明瞭かつ確定的なものでなければならないとされている。よって、同一事案につき、係争を特定の裁判所に委ねる管轄権条項及び仲裁条項の双方を含む仲裁合意は、明確性に問題が生じる。

これについて、トルコ控訴裁判所の民事第11部と民事第15部が、相反する判決を下した。民事第11部は、仲裁条項と、仲裁人によって判断できない係争



2014

トルコ・ローファーム・オブ・ザ・イヤー受賞

Turkish Law Firm of the Year

Chambers Europe Awards for Excellence 2014

においてはイスタンブール裁判所に管轄権を付与する管轄条項の両方を含んだ仲裁合意は、仲裁に至る明瞭かつ確定的な意図が見られないとして、無効であるという判決を下した。一方、類似事件において、民事第 15 部は、管轄条項は裁判所の介入が必要な事項にのみ適用範囲を限定すべきとして仲裁合意を有効とした下級裁判所の判決を支持した。

長年議論になっていた問題に対して今回裁判所が判断を下したことについては歓迎すべきだが、民事第 15 部の下級裁判所の判決の支持は、期待に反し、一貫性がなく、むしろ、不明確性を残すこととなった。しかしながら、今後裁判所が当該条項をどのように解釈するかについての一定の判断基準にはなりうるため、トルコを仲裁地とする仲裁合意書を作成する場合は、双方の当事者の意図の明瞭化を図るためにも、トルコの仲裁専門家にアドバイスを得ることが重要になる。

[全文レポート（英語）](#)

3. 輸入医薬品の再輸出規制

トルコの規制当局は、近時、トルコ国内に輸入され、市場に流通している輸入医薬品の再輸出を禁止し、医薬品医療機器管理局(Turkish Medicines and Medical Devices Authority)は、かかる通達を 2014 年 11 月 20 日に発表した。

トルコの製薬会社は、主に、卸売業者を通して商品の販売を行っている。しかし、近年、卸売業者が、政府指定価格で購入した低価格の輸入医薬品を、より高い金額で再輸出するといったことも横行しており、その結果として、トルコ国内における医薬品不足を招き、国内患者に医薬品が十分に行き渡らないという状況が生じている。また、製薬会社にとっても、国によって医薬品の価格にばらつきがあることによる弊害も指摘されている。

同通達によると、この規制は、トルコ市場における医薬品の確保を目的としており、当局は、医薬品の不法輸出を防ぐために、医薬品追跡システム(Medicine Tracking System)を使用するなど、あらゆる手段をもってかかる規制を執行するとしている。

製薬会社及びそのディストリビュータは、第三者による不法輸出を防ぐために、輸入医薬品の不法輸出などを発見した場合、当局に報告するなどの積極的な対応を検討することが望ましい。

[全文レポート（英語）](#)

4. トルコにおける新・ライフサイエンス戦略：医薬品・医療機器の現地生産に向けて

2014 年 11 月、トルコ政府は「医療産業の構造改革案」を発表した。本改革案は、トルコの 5 年開発計画（2014 年から 2018 年）の一環として医薬品の国内生産の開発に力を入れようとしたものである。

トルコは、長期間高い経常収支の赤字に苦しんでおり、その大きな要因の一つが医薬品輸入と言われている。本改革案によれば、トルコ政府は、医薬品・医

本ニュースレターに関するお問い合わせは、下記までお願いいたします。

伊藤 (荒井) 三奈
オフ・カウンセラー
Tel: 03 6271 9727
mina.arai-ito@bakermckenzie.com

稲葉 正泰
アソシエイト
Tel: 03 6271 9509
masahiro.inaba@bakermckenzie.com

ベーカー&マッケンジー法律事務所
(外国法共同事業)
〒106-0032
東京都港区六本木 1-9-10
アークヒルズ仙石山森タワー28F
Tel 03 6271 9900
Fax 03 5549 7720
www.bakermckenzie.co.jp

中東・アフリカにおける事業支援

中東・アフリカ地域へ進出を検討する日本企業に対し、東京事務所を窓口とした国際的ワンストップショッピングサービスを提供し、専門性を視野に入れた現地弁護士の人選・紹介から案件全体の品質や費用の統括・管理まで、同地域におけるベーカー&マッケンジーのネットワークを最大限に活用した法的アドバイスを行っています。詳細は[ホームページ](#)をご覧ください。

中東・アフリカ ニュースレターの配信者追加・削除をご希望される方は、[MEA サポートデスク](#)までご連絡ください。

療機器産業の戦略構築、政府機関（Health Industries Orientation Committee 及び Health Institutes Authority）の設置、ライセンスや価格等を通じての現地生産品の優遇、並びに研究者、研究開発及び臨床試験等へのインセンティブ付与など様々な優遇政策を通して、自国の現地医薬品生産を促進していく予定である。

本改革案の発表を受けて、医薬品・医療機器会社は、トルコ市場における競争力を維持するといった観点から、製品のトルコ国内生産が必要であるかどうかの検討をすべきである。さらに、今後、現地生産インセンティブ及びトルコの医薬品・医療機器関連規制の改正に注視していく必要がある。また、製薬会社及び臨床試験の受託研究機関は、トルコにおける臨床試験のインセンティブプランの進展についても把握しておくことが望ましい。

[全文レポート（英語）](#)

5. 著名商標登録制度

トルコ商標法によれば、著名商標は手厚い保護が受けられることになっている。トルコ特許庁（TPI）には、著名商標の登録を行う特別原簿があり、一旦 TPI 著名商標原簿に商標の登録が行われると、期間の定めがなくなり、更新の必要もなくなる。商標保持者は、トルコ商標法の定める著名商標の要件を満たす証明書類を TPI に提出することによって申請が可能である。

著名商標登録制度は、係争において、必ずしも、著名商標に関する議論の余地をなくす訳ではないが、商標が著名であることの重要な証拠になり得るため、立証責任の負担の大幅な軽減は期待できるだろう。

[全文レポート（英語）](#)

6. 商標登録出願サービス料金の値上げ

トルコ特許庁（TPI）は、商標関係の申請に関する 2015 年度の新料金表を発表した。主な施策として、オンライン（電子）出願と従来型の書面による出願費用の区別が設けられ、改定料金は、2015 年 1 月 1 日に施行された。

[全文レポート（英語）](#)

【出版情報】

弊所イスタンブール事務所は下記書籍への寄稿をしました。

- Getting the Deal Through: Investment Treaty Arbitration
(トルコにおける投資協定仲裁)
- Mergers & Acquisitions Law Guide 2015 (LexisNexis)
(トルコにおける M&A の手引きと関連規制の概要)

詳しくは、[MEA サポートデスク](#)までご連絡ください。